

呉市教育委員会会議録
(平成30年12月21日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年12月21日定例会

- 1 開催日時 平成30年12月21日(金) 16:00開会
17:15閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部参事補兼学校施設課長 中島 正雄
教育部参事補 細本 裕一
教育総務課長 大森 和雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
中央図書館長 田中 宏典
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第47号 学校施設の建設計画について
 - (4) 教議第48号 呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 報告第34号 寄附受納について
 - (6) 報告第35号 平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について
 - (7) 報告第36号 呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について
 - (8) 報告第37号 平成30年度教育費補正予算について
 - (9) 教議第49号 臨時代理の承認について(平成31年度教育費予算)

(16:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、佐々木委員・森尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年11月27日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については予算に係る案件のため、また、日程第9については議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第47号 学校施設の建設計画について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第47号「学校施設の建設計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中 島 参 事 補 それでは、教議第47号「学校施設の建設計画について」御説明いたします。
本案は、学校施設建物の改築並びに改修に関する計画を行うもので、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第2条により、本案を提出するものでございます。

資料の1ページをお願いします。

計画年度として表記しているものは、平成31年度から平成33年度までの3か年でございます。

事業ごとに御説明させていただきます。

小学校建設事業でございますが、この事業は公立小中学校の耐震化に関連する建替事業の1つで、横路小学校の校舎1棟を改築するものでございます。

当初は、今年度から平成33年度までの4か年で仮設校舎建設、既存校舎解体撤去、新校舎建設を予定しておりましたが、この度の7月豪雨の関係で、工事実施を2年延期しており、平成32年度からの事業として計画しております。

次に、中学校建設事業でございます。

安浦中学校の給食室改築工事を除き、4件4校とも、前に述べた小学校建設事業同様、耐震化に関連する建替事業などになります。

最初の和庄中学校校舎改築事業は、校舎2棟を改築するもので、平成32年度にまず仮設校舎を建設し、改築を行うものでございます。

次の東畑中学校校舎改築事業は、校舎1棟を改築するもので、平成29年度に新校舎は既に完成しております。今年度11月から、既存校舎の解体撤去工事に着手

しており、来年度は、別途、外構工事の設計を行い、再来年度に外構工事を実施するものです。

音戸中学校教室改修事業は、現在の技術教室の耐震がありませんので、既存の視聴覚教室を改修した後、技術教室の機能を移設し、その後、既存の技術教室棟を解体撤去するものでございます。

1段飛ばしまして、安浦中学校体育館改築事業は、体育館1棟を改築するものでございます。当初は、今年度実施設計を行う予定にしておりましたが、これも災害の関係で1年延期しております。

最後に、表の下から2段目の安浦中学校給食室改築事業でございますが、給食室の老朽化に伴い現在改築中でございます。今年度中に新しい給食室が完成し、来年度既存給食室を解体撤去するものでございます。

公立学校施設の耐震化につきましては、平成31年度末までに完了するという目標を掲げておりましたが、難しい状況となっております。

なお、次ページ以降にそれぞれ学校ごとの計画内容について図示しておりますので御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第47号「学校施設の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第48号 呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第48号「呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第48号「呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

16ページの議案資料を御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

始めに、1の改正の趣旨についてですが、現行の規定では、経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を就学奨励費として支給していますが、小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対しても、入学前に入学準備金として、就学に必要な費用を支給できるよう支給方法の変更をするなど、制度の充実を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

まず(1)ですが、これは国の制度である要保護児童生徒の就学援助事業に準じて、費目の名称を就学奨励費から就学援助費へ変更するとともに特別支援学校及

び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者へ支給する特別支援教育就学奨励費と区別をするために改正するものです。

続いて、(2)を御覧ください。平成31年度に小学校又は中学校に就学を予定する保護者へ、入学準備金として、新入学学用品費を学校へ入学する前に支給できるようにします。

現行の規定では、就学予定者は支給の対象となっていませんでしたが、就学予定者を支給対象者の要件に加え、入学前に支給することで、入学前に準備が必要なランドセルや制服などを購入する費用の一部を援助することができるよう改正するものです。

続いて、(3)を御覧ください。3点目は、これまで就学援助費は、まず市から学校長の口座へ振込み、学校長経由で保護者に支給していましたが、これを原則として、市から直接保護者の口座に振り込む方式に変更します。この方式に変更することで、学校事務の負担軽減につながると考えています。

最後に3の施行期日を御覧ください。施行期日につきましては、次年度に小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対し、入学前の支給を行うため、平成31年2月1日からとしております。

先程御説明いたしました改正点について、資料9から15ページに新旧対照表形式により左側に現行の規則を、右側には改正案を下線部で示しておりますので御確認ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第48号「呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 1人当たりの支給額はいどれぐらいですか。

高 橋 課 長 1人当たりの支給額は、小学校は40,600円、中学校は47,400円です。

森 尾 委 員 就学が困難と認められる児童生徒とありますが、定義はあるのでしょうか。

高 橋 課 長 大きく分けると3点ございます。1つは生活保護受給世帯であること、これは要保護児童生徒となります。2つ目は、生活保護は受給してないが、それに準ずる困窮世帯で、準要保護児童生徒となります。3つ目は、教育委員会が特別に認める場合で、職を急に失った場合などが対象となります。

船 尾 委 員 呉市から保護者へ直接支給をするようになるとのことですが、入学準備金の支給時期はいつ頃でしょうか。

高 橋 課 長 来年度の新入学児童については、3月中旬から下旬にかけて支給できるように、現在準備を進めております。

船 尾 委 員 これまでは入学後の支給でしたので、入学前の支給は、保護者には大変助かると思います。

佐々木委員 先程の基準ですが、生活保護受給世帯が対象となるとの説明でしたが、資料10ページの第4条第1項では、生活保護の教育扶助が行われている保護者には支給されないとあります。これは、生活保護を受給していても、教育扶助を受給していない世帯がいるということですか。

高 橋 課 長 生活保護受給世帯には、生活保護法に基づき、第1号から第6号までは生活保護の方から支給されています。重複支給を避けるため、生活保護の方から支給さ

れているものについては、就学援助からは支給しないということです。教育委員会からは、修学旅行費と医療費を支給するようになります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第34号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第34号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

中 島 参 事 補 それでは、報告第34号「寄附受納について」を御説明いたしますので、資料17ページをお願いします。

平成30年7月豪雨災害を受け、学校の備蓄として、防災非常食の寄附を受納したものでございます。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト呉から、阿賀小学校、安浦小学校及び安浦中学校に対しまして、防災非常食として、災害備蓄用フリーズドライご飯を計1,000食、評価額にして計65万円を12月7日に受納したものでございます。

受納に際しましては、代表して阿賀小学校で受納式を行い、児童から御礼の挨拶や歌で謝辞を表したところ、国際ソロプチミスト呉の会長ほか役員の方々に大変喜んでいただきました。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第34号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 学校の備蓄ということは、児童生徒が災害に遭った場合のものなのか、それとも、避難所が開設された場合の一般市民のための備蓄なのか、どういった意味での備蓄なのでしょう。

中 島 参 事 補 学校の備蓄ということですので、児童生徒が学校にいる際に何か災害が起こった場合に利用することを想定しておりますが、それのみということは考えておりません。

船 尾 委 員 災害が起これば、一般の市民が利用することもあり得るということですか。

中 島 参 事 補 現在、そこまでの想定はできておりませんが、学校が寄附を受けたという解釈をしております。

船 尾 委 員 賞味期限は何年ぐらいですか。

武 林 参 事 5年間です。

佐々木委員 寄附申込者が学校を指定したのですか。

武 林 参 事 学校の指定はございませんでした。安浦小学校と安浦中学校については、まだ避難準備の指定が解除されておりませんので、登校後に帰宅できなくなることを想定し、優先しました。残りの500食については、500人程度の学校ということで、阿賀小学校に配布しました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第35号 平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 次に、日程第6の報告第35号「平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第35号「平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について」を御説明させていただきます。

資料の19ページをお願いします。

まず、1の暴力行為の状況についてですが、暴力行為は対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4つの形態があります。

その状況については、小学校が暴力行為の発生件数は、平成28年度は16件だったのに対し、平成29年度は16件となっております。中学校では、平成28年度の53件に対し、平成29年度は37件となっております。これは、校内で未然防止に向けて落ちついた教室環境の整備や生徒の見守り等を行っていること、また、暴力行為を起こした生徒に対し、行為の反省にとどまらず、今後のより良い生活についても指導がしっかりと行われていることによるものと分析しております。

また、平成26年度から実施しておりますスクールサポーター活用事業につきましては、派遣した学校の暴力行為が約86%減少するといった成果も現れており、今年度も各学校の実態に応じて効果的に派遣していきたいと考えております。

次に、2のいじめの状況でございます。

平成29年度のいじめの認知件数は、小学校187件、中学校83件、合計270件となっております。

前年度に比べて小学校で64件、中学校で22件の増加となっております。増加の原因といたしましては、平成26年度に策定した呉市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針に基づき、学校が軽微なものからいじめを積極的に認知し指導しようとしていることの表れだと捉えております。

また、平成24年度から実施しているいじめ撲滅プロジェクトチーム研究大会での実践発表を参考にして、各学校で工夫した取組を行うようになったこと、さらに、定期的ないじめアンケート、個人面談の実施及びその後の対応、いじめ相談窓口の設置等が、いじめの早期発見につながると捉えております。

今後も引き続き、教職員による見守り、児童生徒自身にいじめを許さない気持ちを持たせること、教育相談体制の整備等に取り組んでまいります。

続きまして、3の不登校児童生徒の状況でございます。

不登校とは文部科学省の定義では、年度内に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態にある児童生を「不登校」としております。ただし、病気や経済的理由による欠席は、不登校にはなりません。

平成29年度の不登校児童生徒数は、小学校43人、中学校110人、合計153人となっております。

前年度と比較すると、小学校は8人、中学校が1人の増加となっており、若干の増加傾向にあります。

不登校の主な要因といたしましては、身体の不調や漠然とした不安を訴え登校できなかつたり、無気力で何となく登校しなかつたりすることで、全体の5割になります。

またここ数年は、家庭環境等に係る状況から不登校になっている児童生徒の割合が増加しており、平成29年度では全体の3割となっております。

このような実態を踏まえ、学校が児童生徒の欠席に敏感になり、早めに家庭連絡や家庭訪問を行う等、新たな不登校を生まない体制づくりやスクールカウンセラーの活用、また課題を抱える家庭に対するスクールソーシャルワーカーの派遣による課題解決を継続して実施しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールソーシャルワーカーが、小中学校と福祉関係機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、結果的に保護者や家庭が落ち着くことで不登校の改善につながったケースも見られます。

今後は、これまでの取組に加え、学校に適応できているかどうかについて例えばアンケートや個人面談で実態を把握し対応することなど、より早い段階での対応に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第35号「平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 国や県と比較して、呉の状況は良好な状態のように受け取れますが、これらは、9年間を通した小中一貫教育の指導体制のメリットが出てきていると捉えてもよろしいでしょうか。

棚 田 課 長 資料にもありますとおり、小中一貫教育を開始した平成19年以前の数値と比較しても、暴力行為等は件数が減少しており、成果が出ているものと捉えております。

佐々木委員 単純に数値だけが学校から出ているのですか。例えば不登校の児童生徒数について、新たな件数や、継続が何件とかという内訳は分かりますか。また、その子どもたちへの対応はどのようになされておりますか。

棚 田 課 長 表にはございませんが、前年度からの継続や、新たに発生した事案についての件数は把握しております。年度によりこれらの件数は異なりますが、それぞれの状況に応じて取り組んでおります。

船 尾 委 員 先程もありましたように、小中一貫教育に基づく指導による効果が上がってきていると感じております。暴力行為については、表面化するものは徐々に減少しており、小・中学校ともに落ち着いてきていることは、学校に行ってみてもよくわかります。しかし、表面化していない部分、例えばいじめや不登校などについては、SNS等でのいじめなども含め、非常に低年齢化していると思います。不登校の原因については、様々な要因があるかと思いますが、学校で直接顔を合

わす先生一人一人にも人間力を高めてもらって、隠れたところで起きていることが見つけられるなど、少しでも改善に繋がるようお願いしたいと思います。

棚田課長 小さな変化やサインを見逃さないよう、校長会などでも話をしております。軽微なものや、ごく初期段階のいじめであって、子ども同士では解決していることでも認知し、いじめとして捉えることを継続してまいります。

小川部長 教職員の指導力や、小さなサインを見逃さないという感性を磨くといった研修も大切だと思います。しかしながら、教職員が見ていないところでいじめが行われていたり、インターネット上で行われていたりということもあります。それらを発見することも難しい部分がありますので、被害に遭った子どもや、それに気がついた保護者が学校に相談しやすい関係づくりや、教育相談体制や環境の充実も重要であると考えておりますので、それらの充実を図ってまいります。

佐々木委員 些細な事案もピックアップしたりと、かなり丁寧な対応をしていると思います。学校訪問をした際、実際に起こっている事案について、先生と子どもが活発に意見交換していたのも見ました。これからも期待しております。

教育長 ほかに御発言はありますか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第36号 呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について

教育長 次に、日程第7の報告第36号「呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

細本参事補 それでは、報告第36号「呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について」御説明いたします。

資料21ページをお願いいたします。

平成31年度の入学者選抜実施要項は、11月29日に本校ホームページに掲載いたしました。

今年度も、県の実実施要項に準じて、表現等を変更したものでございます。

なお、変更部分には、アンダーラインを引いておりますが、多くは日付と曜日の変更でございますので、その部分の説明は省かせていただきますので、御了解いただきますようお願いいたします。

まず、選抜(I)としましては、22ページの6の選抜(2)の小論文及び面接の受験者の携行品の上から3行目、「小論文及び面接の」の部分と、8の選抜結果の通知及び入学の確約の(1)の上から3行目、「本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。」の部分については、内容に変わりはありませんが、より分かりやすい表現に変更したものでございます。

選抜(I)の変更部分は以上でございます。

次に、23ページからが選抜(II)でございますが、選抜(I)と同様な部分は、省略させていただきます。

25ページをお願いいたします。6の選抜(3)一般学力検査のウ「傾斜配点は実施しない。」の部分については、今回の入試から変更するものです。これまでは、

数学及び英語について、その得点を2倍にする傾斜配点を行っていましたが、今回の入試から、5教科（国・数・社・理・英）とも同じ配点になるということです。変更理由は、数学と英語が得意な生徒に限らず、どの教科もバランス良く頑張っている生徒に入学してほしいということでございます。

次に、8の合格者の発表(1)「本校掲示板」及び、(2)「正午」の部分については、選抜(Ⅰ)の実施要項に表現を合わせたものでございます。

選抜(Ⅱ)の変更部分は以上でございます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第36号「呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。

(16:41)

報告第37号 平成30年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第49号 臨時代理の承認について（平成31年度教育費予算）

(非公開案件です。)

教 育 長 　以上で定例会を閉会します。

(17:15)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 森 尾 敬 介)

(平成30年12月21日定例会)